

【徴収基準月額】

世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層に属する世帯を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600円	260円
C	A階層に属する世帯を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のための課税世帯	5,400円	540円
D <sub>1</sub>	A階層、B階層及びC階層に属する世帯を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が右の区分に該当する世帯	15,000円以下	790円
D <sub>2</sub>		15,001円以上 21,000円以下	1,080円
D <sub>3</sub>		21,001円以上 51,000円以下	1,620円
D <sub>4</sub>		51,001円以上 87,000円以下	2,240円
D <sub>5</sub>		87,001円以上 171,300円以下	3,480円
D <sub>6</sub>		171,301円以上 252,100円以下	4,940円
D <sub>7</sub>		252,101円以上 342,100円以下	6,500円
D <sub>8</sub>		342,101円以上 450,100円以下	8,240円
D <sub>9</sub>		450,101円以上 579,000円以下	10,200円
D <sub>10</sub>		579,001円以上 700,900円以下	12,340円
D <sub>11</sub>		700,901円以上 849,000円以下	14,700円
D <sub>12</sub>		849,001円以上 1,041,000円以下	17,250円
D <sub>13</sub>		1,041,001円以上 1,222,500円以下	19,990円
D <sub>14</sub>		1,222,501円以上 1,423,500円以下	22,940円
D <sub>15</sub>		1,423,501円以上	全額